

2. 保護の方針

本計画の対象施設である旧高岡共立銀行は、「北棟（大正3年）」、「南棟（大正15年）」、及び「煉瓦塀（大正3年）」の3つの建造物・工作物から構成される。

本節では、これらの建造物・工作物に関して、『重要文化財（建造物）保存活用基準計画の作成要領』に基づき、以下に示す方法により〈部分〉と〈部位〉を設定し、保護の基準を定める（表2-01）。

〈部分〉とは、対象建造物の外観及び各部屋・各範囲を単位とする区分を指し、以下のように【保存部分】、【保全部分】、【その他部分】に区分する。

【保存部分】文化財としての価値を守るために厳密な保存が要求される部分で、主要な構造、外壁

及び室内、または今後の修理によって原状に復する部分のこと。主に、次に示す基準1及び2に該当する部位で構成される。

本計画では、北棟及び南棟の一部において特に価値を有する部分がこれに該当する。

【保全部分】建築体としての維持及び保全が必要とされる部分で、改造によって文化財としての原状が失われている部分、活用及び補強等のため改造が不可欠となる部分のこと。主に、次に示す基準2及び3に該当する部位で構成される。

本計画では、南棟及び北棟の一部において価値を有する部分がこれに該当する。

【その他部分】活用または安全性の向上のために改変が許される部分のこと。主に、次に示す基準4及び5に該当する部位で構成される。

表 2-01 〈部分〉と〈部位〉の区分について

部分 部位	【保存部分】 （主に基準1・2） 現状のままで文化財としての価値を特に有する部分 北棟及び南棟の一部において特に価値を有する部分	【保全部分】 （主に基準2・3） 建築体としての維持及び保全が必要とされる部分 南棟及び北棟の一部において価値を有する部分	【その他部分】 （主に基準4・5） 活用又は安全向上のための改修を行う部分
【基準1】 材料自体の保存を行う部位	特殊な材料又は仕様である部位 主要な構造に係る部位	特殊な材料又は仕様で特に保存が必要な部位 主要な構造に係る部位	特殊な材料又は仕様で特に保存が必要な部位 主要な構造に係る部位
【基準2】 材料の形状・材質・仕上・色彩の保存を行う部位	材料の形状・材質・仕上・色彩の保存を行う部位 定期的な材料の取替えや補修等が必要な部位（部位全体の性能維持を考慮しつつ、可能な限り材料自体の保存を行う部位）	特殊な材料又は仕様で特に保存が必要な部位	特殊な材料又は仕様で特に保存が必要な部位
【基準3】 主たる形状及び色彩を保存する部位 今後の修理によって原状に復する部位	活用又は補強のため、特に変更が必要な部位	保存部分との調和を目指し面的に広がる部位 主たる形状及び色彩を保存する部位	保存部分との調和を目指し面的に広がる部位 主たる形状及び色彩を保存する部位
【基準4】 修理・改造等の変更に伴って意匠上の配慮を必要とする部位	活用又は補強のため、特に変更が必要な部位	保存部分と視覚的に一体である部位 活用又は補強のため、特に変更が必要な部位	保存部分と視覚的に一体である部位 活用又は補強のため、特に変更が必要な部位
【基準5】 所有者の自由裁量に委ねられる部位	所有者等の自由裁量に委ねられる部位	所有者等の自由裁量に委ねられる部位	所有者等の自由裁量に委ねられる部位

〈部位〉とは、一連の部材等（室内の床面・壁面・天井・建具・設備等）を単位として設定される区分で、各部分は各部位によって構成される。以下のように【基準1～5】を設定し、それぞれについて保護の方針を定める。設定にあたっては、部位の改修または変更・追加された時期についても考慮し、判断の基準とする。

【基準1】文化財としての価値を特に有する部位のうち、材料的な価値を有し、材料自体の保存を行うものを指す。

本計画では、北棟の煉瓦躯体、木造小屋組、外壁装飾石材、化粧煉瓦貼、内部金属天井、大理石、ステンドグラス、南棟のせり器タイル貼、各棟の外壁石材、建具の当初ガラス（モロッコ、ダイヤ、結霜、透明）等がこれに該当する。

【基準2】文化財としての価値を特に有する部位のうち、材料の形状・材質・仕上・色彩等の保存を行うものを指す。定期的な取替えや補修等が必要な部位もこれに含まれるが、部位全体の性能維持を考慮しつつ、可能な限り材料自体を保存するものとする。

本計画では、北棟の金属板葺屋根、漆喰塗、内部木製造作及び装飾、木製床板、南棟のプラスター塗（廻縁付天井、梁型）、各棟の擬石塗、シャッター（当初）、木製建具（内部・外部）等がこれに該当する。

【基準3】文化財としての価値を特に有する部位のうち、材料の定期的な更新を必要とし、主たる形状及び色彩の保存を行うものを指す。

本計画では、南棟のプラスター塗（廻縁なし天井・壁）、内部木製造作、各棟の外部窓（スチール製）、建具の後補ガラス、雨樋、各部の塗装等がこれに該当する。

【基準4】文化財とは別の取扱いとし、所有者等の判断に委ねられる部位のうち、修理・整備・改造等の変更や付加を伴って意匠上の配慮を必要とするものを指す。

本計画では、北棟のシャッター（後補）、各棟の外部窓（アルミ製）、保存部分にある後補の絨毯・壁紙・カーテン・空調器具・照明器具等がこれに該当する。また、今後の改修工事で設置される、文化財建造物の防災上必要な構造補強部材や防

災設備機器、公開活用に供する設備機器、説明案内板等もこれに該当する。

【基準5】文化財とは別の取扱いとし、所有者等の判断に委ねられる部位のうち、修理・整備・改造等の変更や付加を伴って、所有者の自由な裁量に委ねるものを指す。

本計画では、時代区分：第Ⅲ期（下記基本方針を参照）に施工された天井・床・壁等の仕上材や後補の設備機器等がこれに該当する。

(1) 基本方針

保護にあたっての基本方針は、次の通りとする。

基本方針

北棟：復原による価値向上も図る【保存】

南棟：今ある価値を守る【保全】

煉瓦塀：【保存】

北棟については、屋根を除いて原則、保存部分とし、本質的価値を伝える当初の部位を保存する。加えて、後代に改修がなされている箇所に関しては、復原によって価値向上を図ることも検討する。

一方、南棟については、東面外部を除いて原則、保全部分とする。今ある価値を最大限に守りつつ、将来的な活用も見据える。

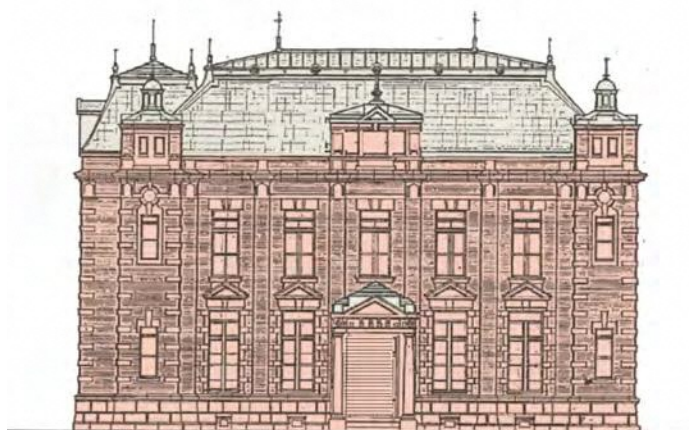
煉瓦塀に関しては、当初の部位を可能な限り保存する。

本対象施設の歴史的変遷を大きく3つの時代区分で捉えると、第Ⅰ期：高岡共立銀行本店としての北棟の創建から高岡銀行本店となり南棟が増築されるまでの時代（大正3～14年）、第Ⅱ期：高岡銀行本店として南棟との一体的利用が充実していく時代（大正15～昭和38年）、第Ⅲ期：富山産業銀行（現富山銀行）への所有権移転に伴う改修がされてから、現在に至るまで（昭和39～令和2年）に分類できる。

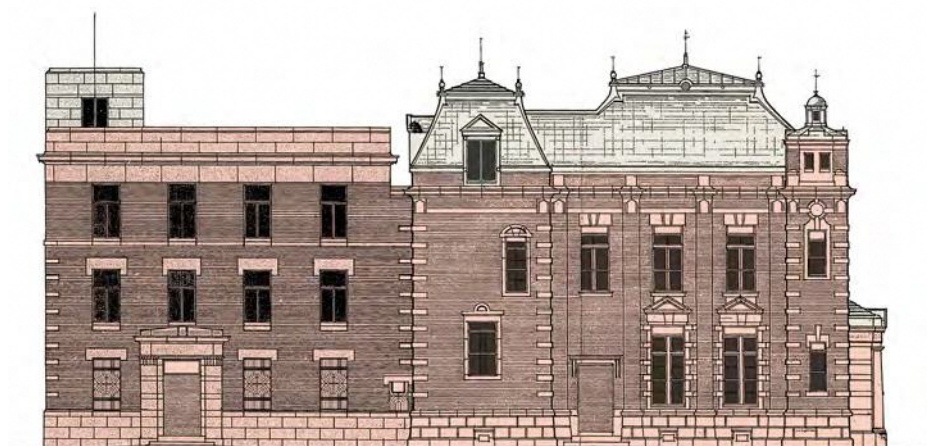
(2) 部分と部位の設定

以上を踏まえ、建造物（北棟・南棟）の外部及び内部、工作物（煉瓦塀）の外部に対して、各部分・各部位の基準を表2-02の通り設定する。

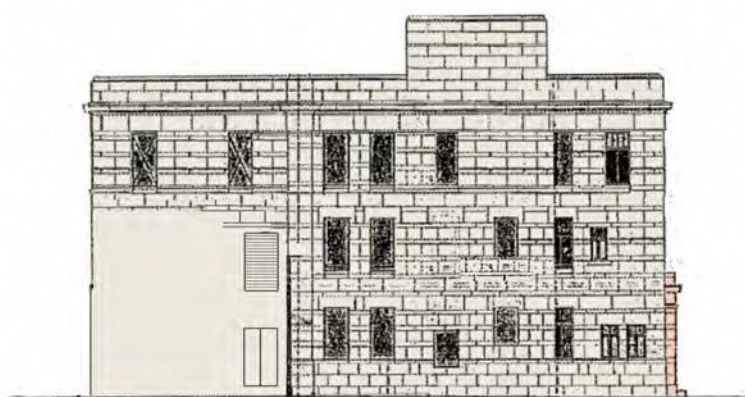
北 面



東 面



南 面

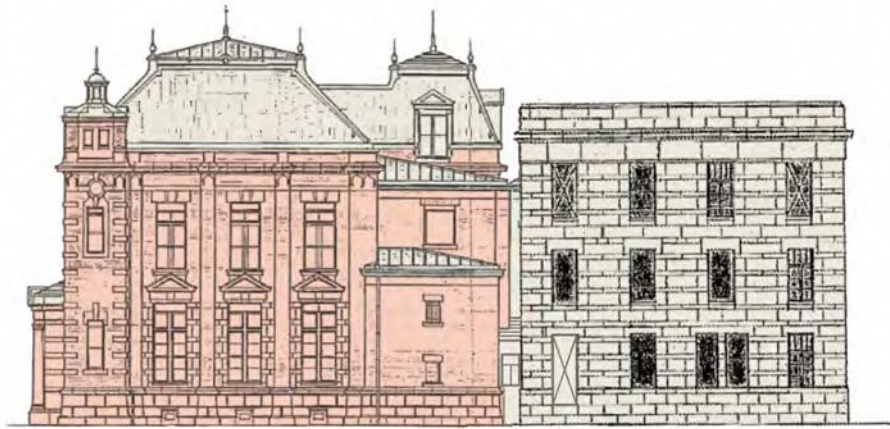


【凡例】

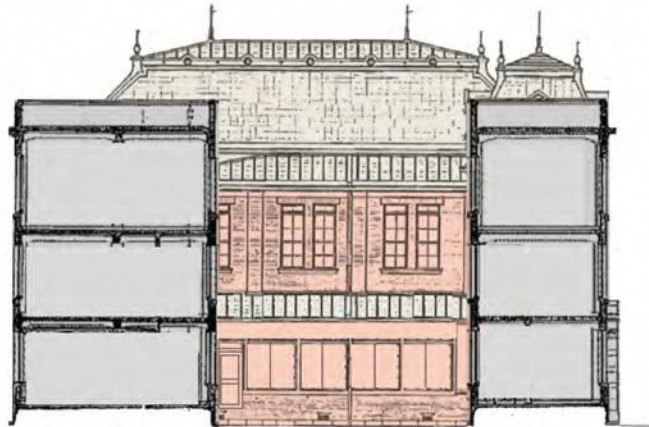
- 保存部分：主に基準1または2の部位で構成
- 保全部分：主に基準2または3の部位で構成

図 2-06 建造物の保存に係る部分の設定（外部）

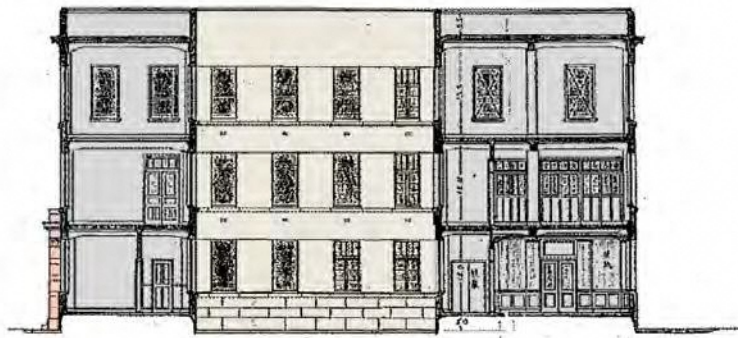
西 面



北棟南面
(中庭側)



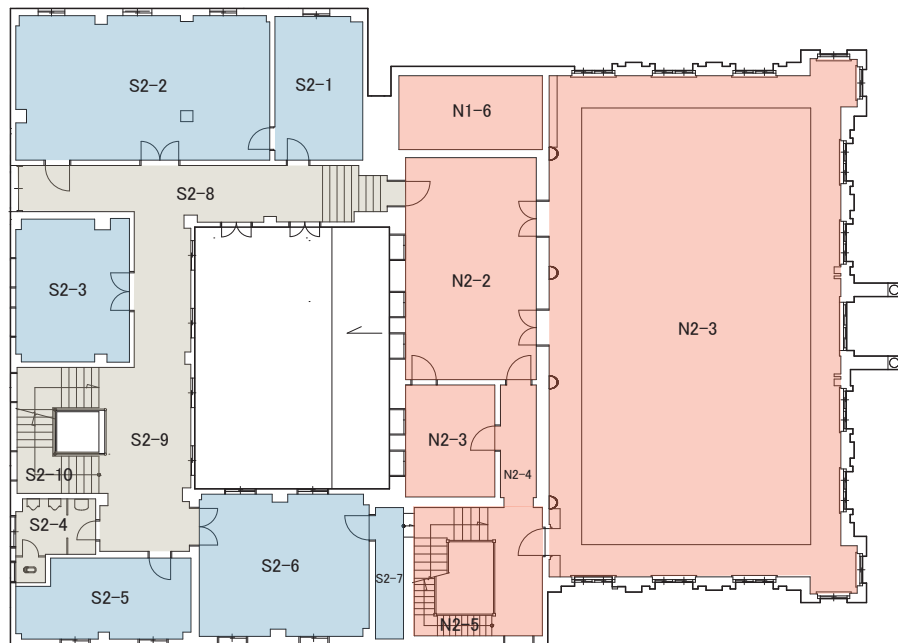
南棟北面
(中庭側)



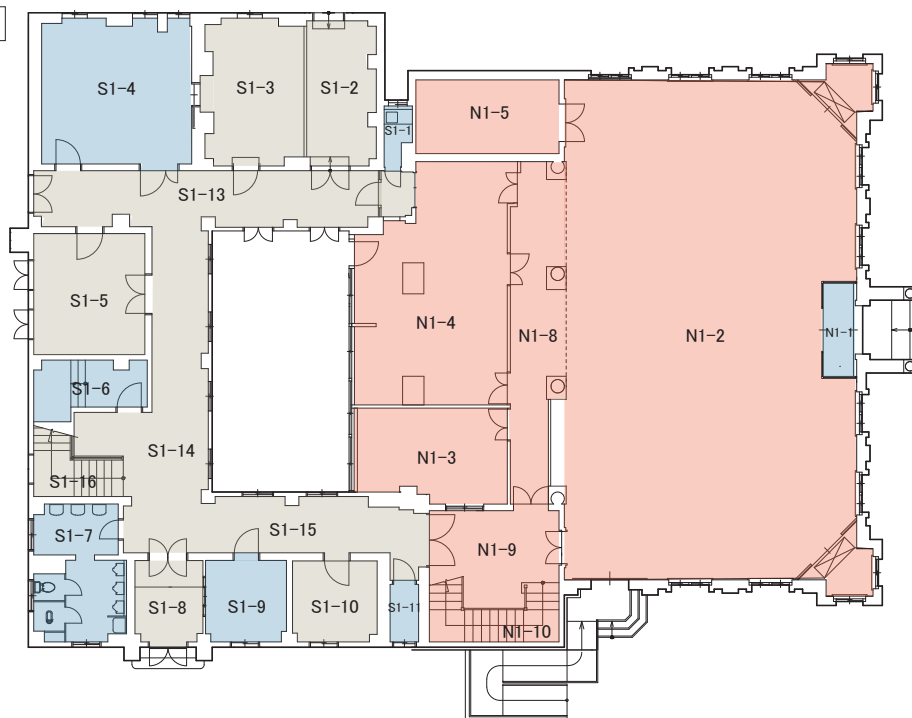
【凡例】

- 保存部分：主に基準1または2の部位で構成
- 保全部分：主に基準2または3の部位で構成

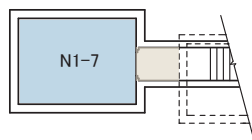
2階平面図



1階平面図



地階平面図

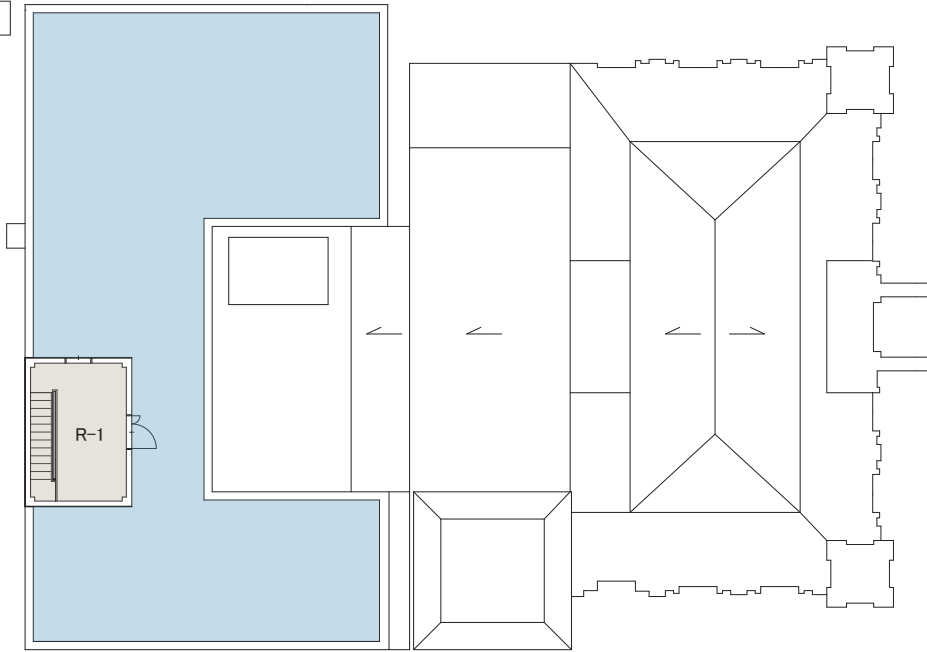


【凡例】

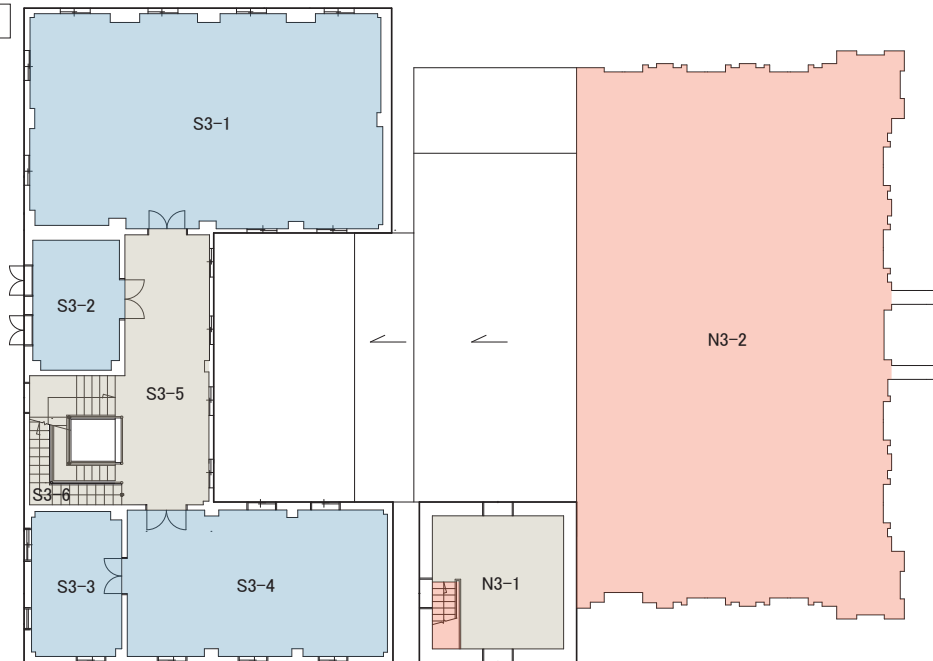
- 保存部分：主に基準1または2の部位で構成
- 保全部分：主に基準2または3の部位で構成
- その他部分：主に基準4または5の部位で構成

図 2-07 建造物の保存に係る部分の設定（内部）

R階平面図



3階平面図



【凡例】

- 保存部分：主に基準1または2の部位で構成
- 保全部分：主に基準2または3の部位で構成
- その他部分：主に基準4または5の部位で構成

表 2-02 部分と部位の設定（次頁より）

【凡例】

●分類方法

各部位は以下のように分類して整理し、リスト化した。

大分類：外部／内部

中分類：（外部）基礎／外壁／屋根／建具／設備／その他

（内部）床面／壁面／天井／建具／設備／その他／小屋組

小分類：（内部）煉瓦部／木造部／左官部／石造部／金属部／塗装部／その他

（内部）電気設備／機械設備／防災設備／その他

●時代区分

各部位が施工された時代を以下の 3 つに区分した。

I ： 大正 3 年【北棟新築時】～大正 14 年

高岡共立銀行本店～高岡銀行本店

II ： 大正 15 年（昭和元年）【南棟増築時】～昭和 38 年

高岡銀行本店～北陸銀行高岡支店

III ： 昭和 39 年【富山産業銀行本店移転時】～

富山産業銀行本店～富山銀行本店

●表の構成及び表内の色分け

表の構成及び表内のセルの色分けは以下の通りとした。

外 部

部 位	現 状・摘 要	時代区分	基 準
1. 基 礎	保存部分にあり、最上位の 基準 1 にあたる部位	I II III	基 準 1
2. 外 壁	保全部分にあり、最上位の基準 2 にあたる部位		基 準 2
3. 屋 根	時代区分 III に属し、今後の改修工事で解体撤去することが明らかな部位		基 準 3
4. 建 具			基 準 4
5. 設 備			基 準 5
6. その他			

内 部

部 位	現 状・摘 要	時代区分	基 準
1. 床面 2. 壁面 3. 天井 4. 建具 6. その他	-1. 煉瓦部	I II III	基 準 1 基 準 2 基 準 3 基 準 4 基 準 5
	-2. 木造部		
	-3. 左官部		
	-4. 石造部		
	-5. 金属部		
	-6. 塗装部		
	-7. その他		
5. 設備	-a. 電気設備	I II III	基 準 1 基 準 2 基 準 3 基 準 4 基 準 5
	-b. 機械設備		
	-c. 防災設備		
	-d. その他		

【特記事項】

●塗装部については、特記すべきものについてのみ記載した。

●塗装部及び建具のガラス・金属類に関しては、今後の詳細な調査を要する。

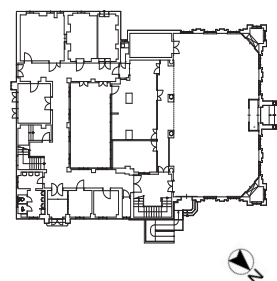
建造物名称	北 棟
部分の概要	保 存
部 分	外部（外壁）

建造物名称	北 棟
部分の概要	保 全
部 分	外部（屋根）

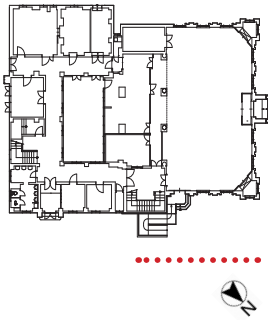
部 位	現 状・摘 要	時代区分	基 準
1. 基 礎	地覆石：花崗岩製	I	基 準 1
	床下換気口：鋳鉄製	I	基 準 1
2. 外 壁	玄関まわり 腰壁（北・東面） 隅石 軒蛇腹：花崗岩製	I	基 準 1
	腰壁（西面）：擬石塗	I	基 準 2
	外壁：化粧煉瓦貼（小口貼）	I	基 準 1
	1階窓まわり 2階窓台 階段室窓楣／窓台 金庫室窓楣／窓台：花崗岩製	I	基 準 1
	2階窓楣 階段室窓縦枠 塔屋まわり ピラスター柱頭：擬石塗	I	基 準 2
	1階垂壁（南面中庭側）：アルミスパンドレル	III	基 準 4
	金庫室窓閉塞部：化粧煉瓦貼	?	基 準 2
4. 建 具	正面玄関（北面出入口）：ステンレス製 窓（南面1階）：アルミ製	III	基 準 4
	窓：木製	I	基 準 2
5. 設 備	照明器具（北面玄関）	I	基 準 2
	照明器具（東面出入口）	I	基 準 4
	シャッターボックス：スチール製	I	基 準 2
	シャッタースラット：スチール製（1階は戦後改修）	III	基 準 4
	シャッタースラット：スチール製（2階は当初）	I	基 準 2
	避雷針	I	基 準 2
6. その他	装飾ブラケット（東面入口底部）：鋳鉄製	I	基 準 1
	軒樋 縦樋：銅製	I	基 準 3
	軒樋 縦樋（南面中庭側）：塩ビ製	III	基 準 4

部 位	現 状・摘 要	時代区分	基 準
3. 屋 根	銅板瓦棒葺 玄関：銅板葺 塔屋：銅板葺	I	基 準 2
	銅板平葺（当初スレート葺の部分）	III	基 準 2
	下屋：ガルバリウム鋼板	III	基 準 3

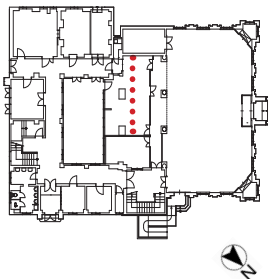
北 面



東 面



南面（中庭）



西 面

